

事務連絡
平成30年6月29日

愛知建築士会 会長 殿

愛知県建設部建築局住宅計画課長

ブロック塀の安全対策に係るパンフレットについて（通知）

このことについて、本日の「建築物の既設の塀の安全対策に係る緊急会議」で配布しました、「地震にそなえてブロック塀の安全対策を！」のデータを送付いたします。

貴団体におかれましては、問い合わせ先欄など必要に応じてデータを加工の上、ブロック塀の安全対策に係る普及・啓発にご活用ください。

連絡先

防災まちづくりグループ

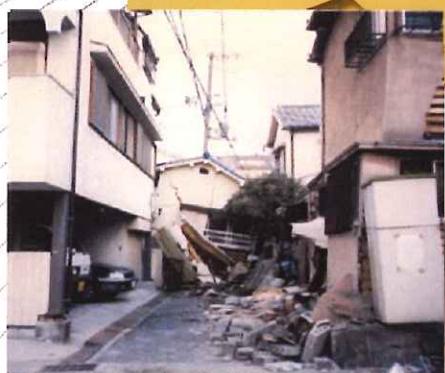
担当：飯吉、都築

TEL：052-954-6549

FAX：052-961-8145

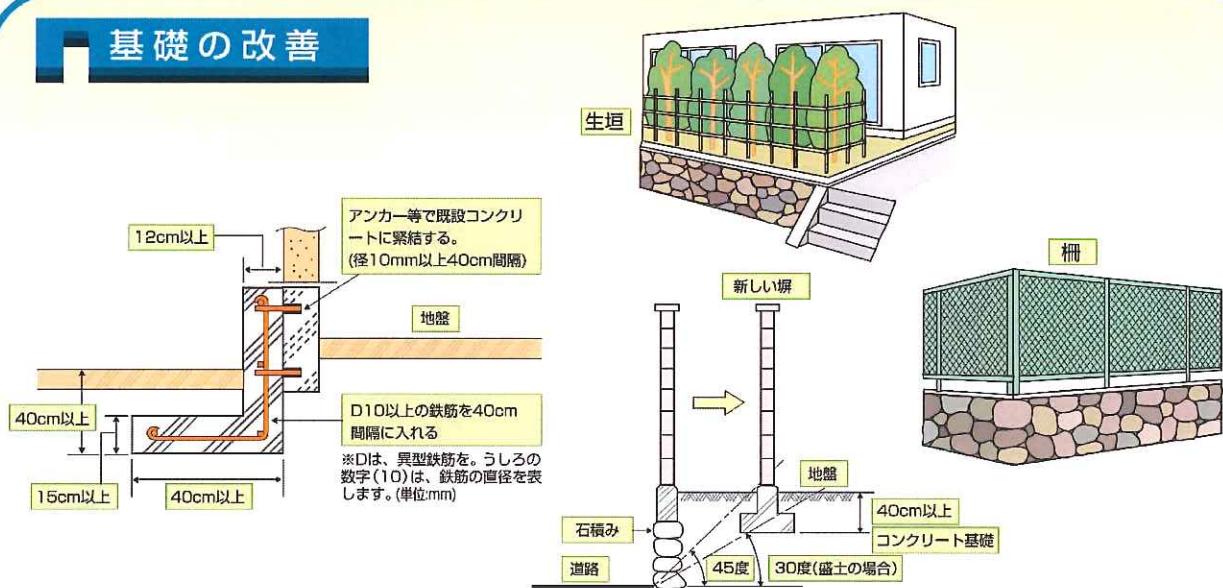
Email：jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

地震にそなえて ブロック塀の安全対策を!



● ブロック塀の改修方法

■ 基礎の改善



基礎の根入れの足りないときは、基礎を図のようにコンクリートで増し打ちする。

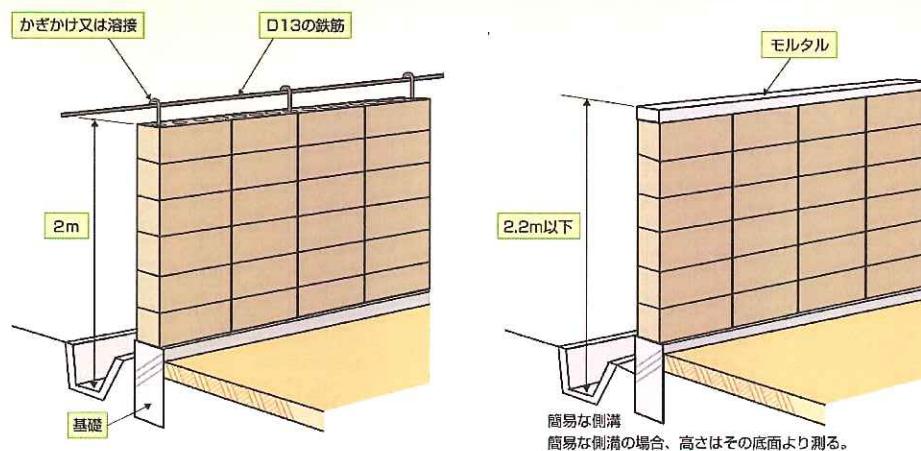
この工事の実施にあたっては、転倒防止などに特に注意する。

石積みの上にある基礎は、改善できないので図のよう

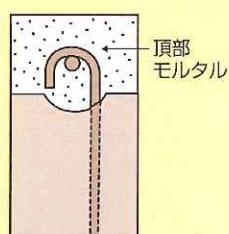
に造り替えるか、生垣やフェンスなどの軽い柵にする。

■ 塀の高さの改修

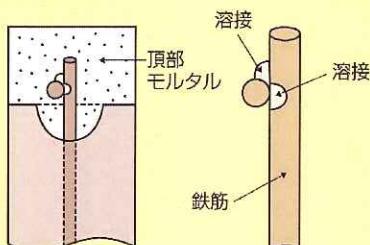
塀の高さ 2m を超える部分のブロックを取り除き、頂部に D13 の横筋をいれ、これに縦筋をかぎがけするか、または、溶接して頂部をモルタルで覆い、塀の高さを 2.2m 以下とする。



かぎかけ



溶接



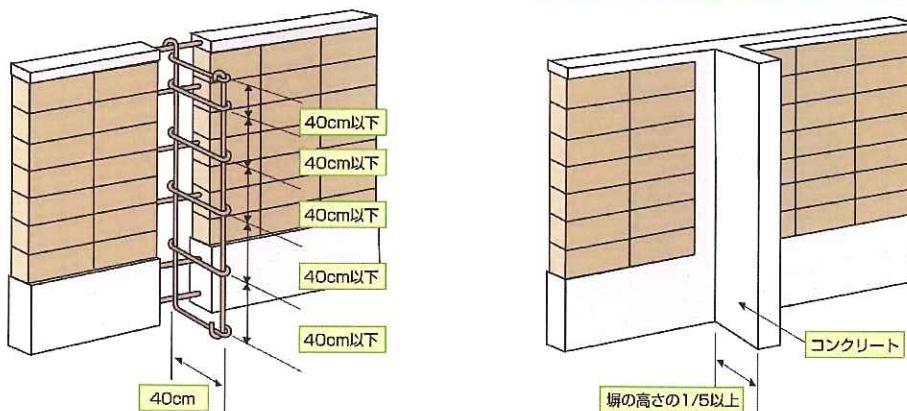
■ 控壁の改善

控壁のないものなどは、コンクリートで次のように新しい控壁を作る。

壁のブロックを一か所分頂部から下部まで取り除き、

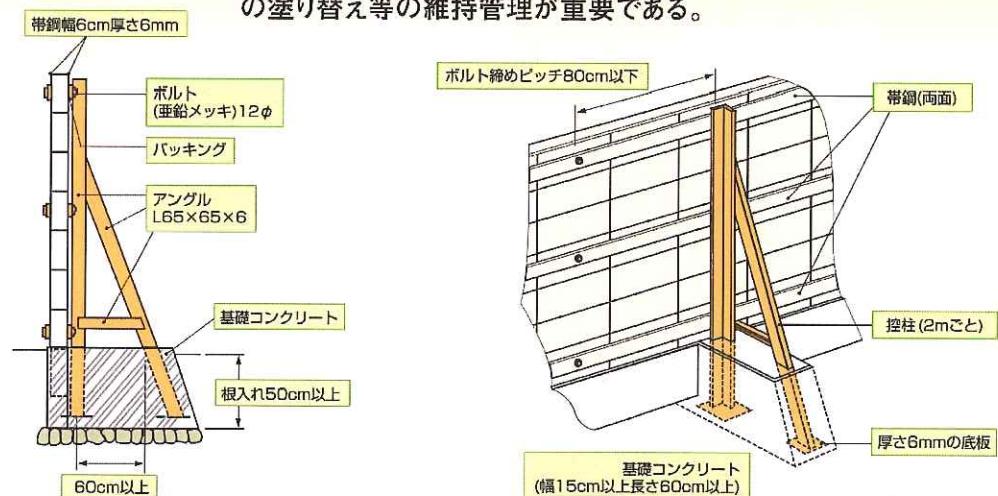
図のように配筋し、コンクリートを打つ。

完成図



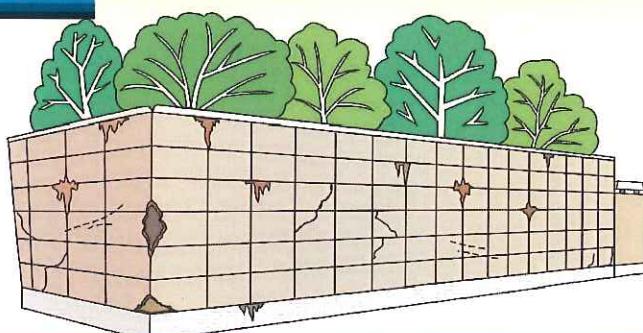
■ 鉄骨による支え

鉄筋が正しく入っていない堤は、造り替える。とりあえず補強する場合は図のような工事をする方法があるが、鉄部が錆びないように、ペンキの塗り替え等の維持管理が重要である。



■ 堤の傾き、ひび割れのあるものなど

堤が傾いていたり、ひび割れしたもの、また、鉄筋が錆びているものは、改善工事が困難があるので造り替える。



● ブロック塀の自己点検

みなさんの回りにあるブロック塀は、見かけはしっかりしていても安全性にかけるものがたくさんあります。危険なブロック塀をなくすよう、ブロック塀の自己点検を行いましょう。

ブロック塀※の点検

※コンクリートブロック内部に鉄筋が釣り合いよく配置され、モルタルやコンクリートで充填し補強された塀



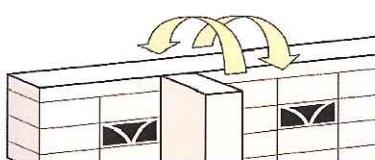
該当する項目の□にチェックしてください。

なお、その他の組積造の塀（石材、レンガ、コンクリートブロック（鉄筋の補強のないもの）などをモルタルで積み重ねた塀）については★の項目の該当はありませんが、次のような制限があります。

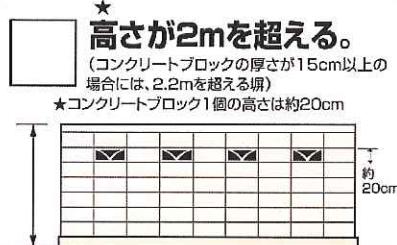
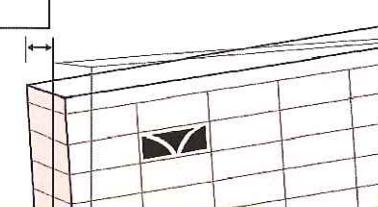
- 高さは1.2m以下とすること
- 壁の厚さは高さの1/10以上とすること
- 控壁は長さ4m以内ごとに設けること
- 基礎の根入れ深さは20cm以上とすること

ぐらつきがある。

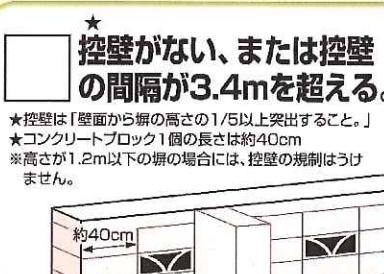
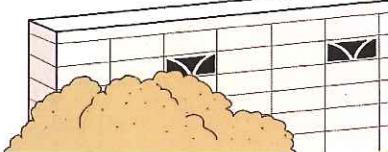
※確認をする場合には、周囲に人がいないことを確認し、必ず前方へ押して下さい。



傾きがある。



コンクリートブロック部分に土圧がかかっている。



上記の項目に一つでも該当していれば、そのブロック塀は安全性に欠けると考えられますので、改善等を行う必要があります。

上の項目以外にも
このような場合には注意が必要です

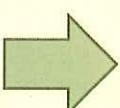
ブロック塀の上に工作物が設けてある。

ブロック塀の下に擁壁(土留め)がある。

ブロック塀を造ってから20年以上経過している。



● 専門家に相談しましょう



塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされていますか。

問い合わせ先

愛知県建設部建築局住宅計画課防災まちづくりグループ

TEL: 052-954-6549 (ダイヤルイン)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

URL: <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/>

E-Mail: jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

第26回
愛知まちなみ建築賞
募集要項



募集要項

第26回 愛知まちなみ 建築賞

良好なまちなみ景観の形成や、
潤いのあるまちづくりに寄与するなど、
良好な地域環境の形成に
貢献していると認められる建築物、
または、まちなみを表彰します。

推薦・応募対象

次の条件に該当するもの

1

愛知県内で、平成25年4月1日から平成30年8月20日までに建築又は改修等された建築物やまちなみ(建築物群及びそれらと一体となった周辺空間(外構、工作物等))で、選考基準のいずれかに該当するもの。

2

建築基準法及び人にやさしい街づくりの推進に関する条例【平成6年愛知県条例第33号】(以下、人街条例)に適合し、本賞の受賞決定までに人街条例の適合証が交付されること。ただし、人街条例の特定施設に当たらない建築物^{*1}及び適合証の交付請求が出来ない建築物^{*2}についてはこの限りではない。(詳しくは当課ホームページを参照してください。)

*1 住宅などの不特定かつ多数の者が使用しない施設。
(特定施設の用途は使用上の用途で判断する。)

*2 推薦・応募の建築物は人街条例に適合しているが、同一敷地内に人街条例に適合していない既存建築物が存在している場合。
(適合証の交付は敷地単位で行うため、敷地内の増築などで既存建築物が人街条例に適合していない場合は適合証の交付が出来ない。)

推薦・応募資格

特に問いません。広く一般の方々からの推薦、または建築主(築造主)・設計者・施工者の方からの積極的な応募を期待しています。

推薦・応募方法

「愛知まちなみ建築賞」のホームページから第26回愛知まちなみ建築賞推薦・応募用紙をダウンロードして、必要事項を記入し、写真(4枚程度)を貼付けて、愛知県建設部公園緑地課「愛知まちなみ建築賞」事務局あてに郵送又は電子メールでお送りください。なお、人街条例の適合証が交付される見込みのものについては、推薦・応募用紙の適合証交付欄に適合証交付請求書の提出日・検査日等(予定を含む)を記入するようにしてください。

「愛知まちなみ建築賞」ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/koen/keikan/machiken.html>

推薦・応募期間

平成30年7月1日(日)から
平成30年8月20日(月)まで

(郵送の場合当日消印有効、電子メールの場合当日着信)

賞

愛知まちなみ建築賞 数点

(選考委員会で必要があると認めた場合には、愛知まちなみ建築賞大賞を選出します。)建築主(築造主)には賞状及び記念銘板(1作品に1枚)を、また、設計者・施工者には賞状を授与します。

| 審査方法 |

愛知まちなみ建築賞選考委員会で審査・選考します。なお、審査の過程で、設計者・施工者等の方に選考資料の作成をお願いすることがあります。



| 発表・表彰 |

審査結果は平成31年1月頃に発表し、表彰を行います。

| 選考基準 |

1 地域における新しい建築文化の創造に寄与しているもの。(以下例示)

- 新しいまちなみの形成を先導し、モデルとなるもの。
- デザインに優れ、地域環境の形成又は新しい地域環境の創造に寄与しているもの。
- 周囲への配慮がなされ、地域の魅力を高めているもの。

2 地域のまちなみと調和し、魅力的な景観の形成に寄与しているもの。(以下例示)

- 地域の風土を生かし、地域文化の継承に寄与しているもの。
- まちなみと調和し、地域の特色ある景観を創造しているもの。
- 建築協定等の住民の主体的な活動や総合的な計画等により、まちなみ景観が形成されているもの。

3 魅力と潤いのある空間の創造に寄与しているもの。(以下例示)

- 緑化、せせらぎ等の、地域に魅力と潤いを与える空間を創出しているもの。
- 通り抜け空間や開放ギャラリー等の、地域コミュニティの形成に寄与しているもの。
- 地区計画等の詳細な整備計画や住民活動等により、良好な地域整備が図られているもの。

4 その他、本賞の趣旨に適合し、地域に貢献しているもの。

| その他 |

- 応募の際に提出して頂いた資料等は返却致しません。
- 本選考に係る審査の過程に関しては、非公表とします。
- 審査結果は受賞者以外には個別に連絡致しません。
- HP等でご確認ください。
- 受賞された作品については、展示用に写真データを提出して頂きます。この写真データは報道機関等にも提供させて頂きますのでご了承ください。
- 受賞作品の写真データ等の関係資料の展示や掲載等については、愛知県が無償で使用できるものとします。

| 選考委員 | (順不同／敬称略／★は選考委員長)

★ 武藤 隆 大同大学 教授

生田京子 名城大学 准教授

北川啓介 名古屋工業大学大学院 教授

太幡英亮 名古屋大学大学院 准教授

村山顕人 東京大学大学院 准教授

森 真弓 愛知県立芸術大学 准教授

柳澤講次 公益社団法人愛知建築士会 会長

松岡由紀夫 公益社団法人愛知県建築士事務所協会 会長

吉元 学 公益社団法人日本建築家協会東海支部愛知地域会 地域会長

海田 肇 愛知県建設部 建築局長

応募・問い合わせ

愛知県建設部公園緑地課

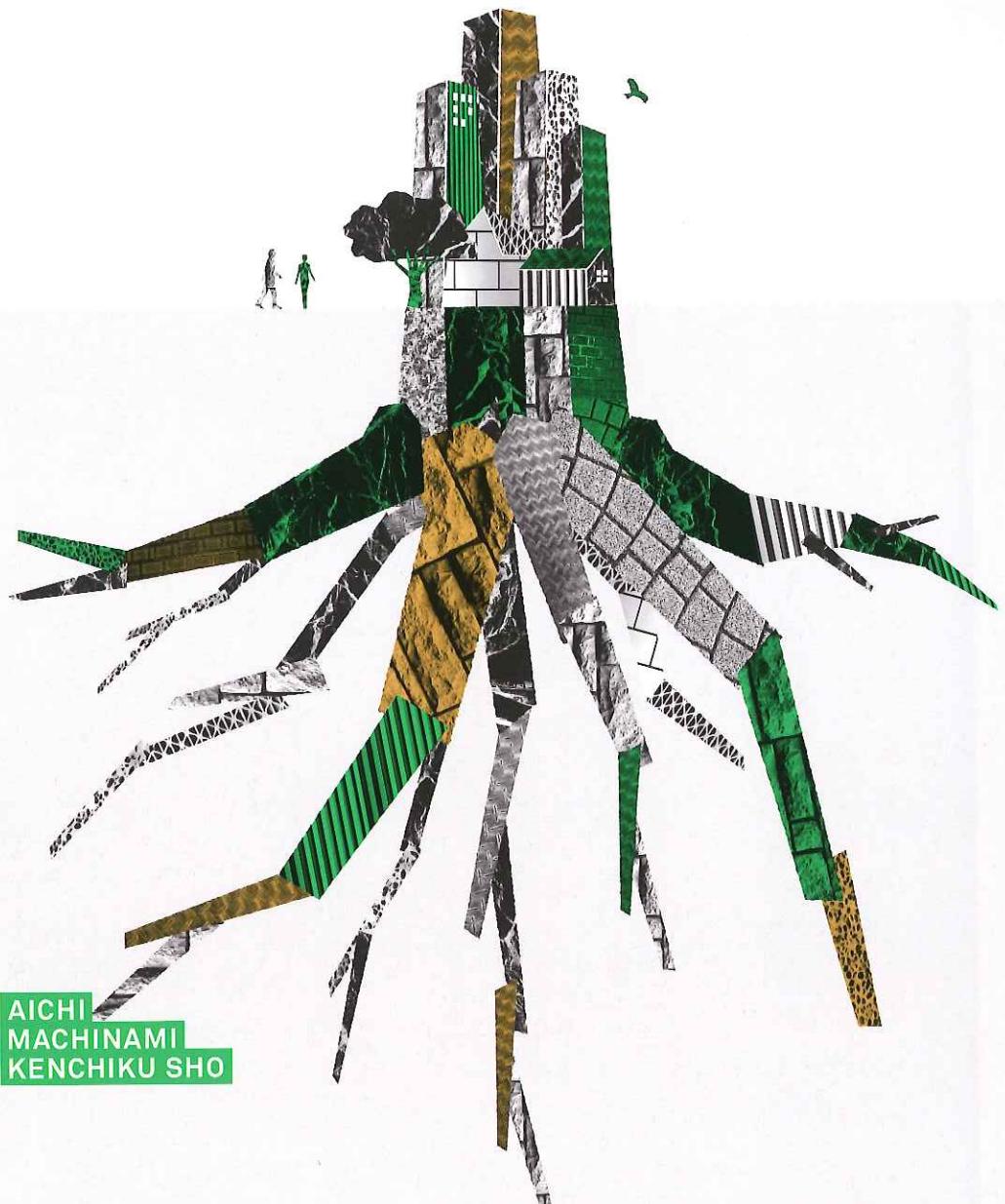
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL 052-954-6612(ダイヤルイン)

URL <http://www.pref.aichi.jp/koen/>

E-mail koen@pref.aichi.lg.jp

- E-mailにて推薦・応募される場合は添付ファイルの容量制限(約6.5MB)があります。制限を超えるメールについては受信できませんのでご注意ください。



主催 愛知県

後援 愛知県市長会
愛知県町村会
愛知県商工会議所連合会
中部経済同友会
愛知県都市計画協会
中部デザイン協会

協賛 (公社)愛知建築士会
(公社)愛知県建築士事務所協会
(公社)日本建築家協会東海支部愛知地域会
(一社)愛知県建設業協会
(一財)東海建築文化センター
愛知県建築技術研究会

第50回 中部建築賞 筑賞2018

応募期間 平成30年8月1日(水)～8月31日(金)

50周年記念シンポジウム「中部建築賞の50年(仮)」を開催します。

日 時：平成30年12月10日(月) 表彰式当日 13時～14時30分

場 所：名鉄ニューグランドホテル

パネラー：五十嵐太郎、栗生 明、瀬口哲夫、水野一郎ほか（敬称略）

詳細は、10月下旬ホームページにてお知らせします。

募集要綱

1. 目的

「持続可能な社会」を目指す時代の要請に応えて、地域と環境に根ざしていいる優れた建築作品を表彰することにより、中部圏の建築文化の向上と地域の発展に寄与する。

2. 応募作品

次の条件に該当するものとする。

- (1) 平成30年3月31日までに竣工した新築、改修、修復等がなされた建築物（一団の建築群を含む。）で、作品点数は制限しない。
「一般部門」 公共・文教・生産・商業・厚生・集合住宅・団地計画・都市開発・都市公園などを含む建築物等で規模の大小は問わない。
- (2) 作品は、中部圏（愛知・三重・岐阜・静岡・石川・富山・長野・滋賀の9県）内で実施されたものとする。
- (3) 建築確認等が必要なものについては、その手続きが(1)の期日までに完了していること。

3. 受賞者

建築主・設計者・施工者の三者とする。

4. 応募要領

- (1) 本会所定の申込書に記入し、下記の添付図書を添えて、期日までに建物の所在する各県の加盟団体を経由して提出するか、または直接当協議会へ提出とする。
- (2) 添付図書
下記①～③の内容をA3版用紙にまとめ、市販のクリアファイル（ブック形式）に收め、その表紙には作品名称のみを記載する。
添付図書は20頁を上限とし建築主名・設計者名・施工者名は一切記載しない。A3版の縦使い・横使いは自由とする。なお、すべての添付図書についてPDFファイルにし、1つのファイルにまとめて郵送等で送る場合は、9月3日(月)必着とする。

イルに合成してCD-Rで提出する。(ファイル全体の大きさは20MB以下とし、CD-Rには作品名称を記入すること。)

① 説明文

企画、設計、施工の各段階において、特に工夫あるいは配慮した内容等を記述する。竣工年月日、竣工事費も記載する。

一団の建築群を応募する場合は、各建築物の内訳も記載する。

② 図面

案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、その他特に強調したい部分の詳細図等

③ 写真

大きさは自由とし、カラーかモノクロかも問わない。(作品の外観4面及び遠景写真は必須とする。ただし、撮影不可能な場合はこの限りではない。)

④ 応募料

応募作品1点につき一般部門は38,000円、住宅部門は15,000円とし、応募作品提出時に下記あてに振り込む。
(中部建築賞協議会に直接持参も可)

⑤ 応募料

* 応募料振込の場合は、下記あてとする。

三棊UFJ銀行 栄町支店
店番号281 普通預金
口座番号0839946
中部建築賞協議会

6. 申込書提出(問合せ)先及び提出期間

提出(問合せ先)「中部建築賞協議会」
〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目3-26

昭和ビル2F東海建築文化センター内
TEL (052) 262-0838
FAX (052) 262-0839

提出期間 平成30年8月1日(水)
～8月31日(金)
* 郵送等で送る場合は、9月3日(月)必着とする。

7. 表彰及び発表

一般部門・住宅部門ごとに審査し、両部門を合わせて次通り表彰する。

入賞 10点内外

入選 10点内外

特別賞 若干(特別の評価等を得た場合)
建築主に表彰状及び記念録板(住宅は記念楯)、設計者及び施工者には表彰状及び記念楯を授与する。

表彰作品は12月上旬に一般紙及び業界紙等へ発表、12月10日に表彰式を行う。

8. 審査員

栗生 明 建築家(審査員長)
尾崎 公俊 建築家
加茂紀和子 建築家
川崎 寧史 建築家
車戸 慶夫 建築家
鎌木 利明 建築家
関 吉田 篠則 福井工業大学 建築学部 教授
純一 福井工業大学 客員教授

9. その他

(1) 応募に当たっては、建築主、設計者、施工者ともに、必ず合意の上で申込んでください。
(2) 一次審査で選出の表彰候補作品は、現地審査を行うので予めご承知ください。

(3) 入賞・入選した作品について、新聞社等への発表用として写真の焼き増し並びに展示会用の引き伸ばし写真(カラー)の提供をお願いしますのでご承知ください。

(4) 応募図書は返却いたしません。但し、入賞・入選・特別賞以外の応募図書で返却ご希望の方にはお返しします。この場合、送料は申込者の負担となります。

(5) 中部建築賞協議会が、受賞作品を広く紹介するため関係資料を掲載・展示等の場合は、無償で使用できるものとします。

第50回 中部建築賞応募申込書

中部建築賞協議会 会長 殿

平成 30 年 月 日

第50回中部建築賞の応募に、関係書類及び応募料を添えて下記のとおり申し込みます。

応 募 者	建 築 主	住所	〒		
	名称	(ふりがな)		TEL	
	氏名	(ふりがな)		FAX	
設 計 者	住 所	〒			
	名 称	(ふりがな)		TEL	
	氏 名	(ふりがな)		FAX	
施 工 者	住 所	〒			
	名 称	(ふりがな)		TEL	
	氏 名	(ふりがな)		FAX	
申込者 (担当者)	住 所	〒		TEL	
	会社名			FAX	
	所 属			Eメール	
	氏 名			(印)	

注 1 応募者名は、建築確認申請等に届出の正式名称を記載してください。(設計者は登録事務所名とする。)

2 応募者印は省略、申込者印のみとします。但し応募者は、予め応募及び審査に同意があるものとします。

3 設計、施工に関し他に共同者(JVなど)がある場合は、別紙で添付してください。

4 担当者の連絡場所が応募者の住所と異なる(支店等の)場合は、必ず連絡先の住所を記載してください。

部 門	一 般 部 門		住 宅 部 門	
作品名称	(ふりがな)			
所在 地				
主な用途			工事種別	
工事完了年月日	平成 年 月 日			
建築確認	平成 年 月 日 第 号	検査済証	平成 年 月 日 第 号	
	確認検査機関名		完了検査機関名	
主な構造				総工事費 千円
階 数	(地下) 階	(地上) 階	(塔屋) 階	敷地面積 m ²
建築面積	m ²		延床面積 m ²	

加入団体名	応募料の納付確認欄※	
	納付 平成 年 月 日	
	受領者 氏名印	(印)

※ 事務局確認欄ですので、記入しないでください。